

●香川県告示第227号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成28年6月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第1号（あおのり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜地先

イ 点の位置

基点A 二本木ガラモ鼻

〃 B さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端

〃 C 大井峠

〃 D 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端

〃 E 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ

〃 F 小串崎北端

〃 G 土庄町戸形崎

〃 H 土庄町大深山高頂（227メートル）

〃 I 新開漁港埋立地北端

〃 J 白方漁港離岸堤西端

〃 K 白方漁港南防波堤突端

〃 L 鴨部川右岸河川堤防突端

〃 M 鴨部川左岸河川堤防突端

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点

〃 ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

〃 ホ イからC見通し線上イから150メートルのところ

〃 ヘ ロからC見通し線上ロから250メートルのところ

〃 ト ハからD見通し線上ハから250メートルのところ

〃 チ ニからD見通し線上ニから350メートルのところ

〃 リ BからE見通し線とJからチ見通し線の交差点

ウ 漁場の区域 ホロ、ロハ、ハチ、チホの4直線に囲まれた区域及びへI、LM、KJ、Jリ、リハ、ハト、トへの7直線とIK間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あおのり養殖業	9月1日から翌年1月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に

については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第2号(あおのり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄鴨部川河口域

イ 点の位置

基点A 鴨部川右岸河川堤防突端

〃 B 白方大水門東端

〃 C 鴨部川左岸河川堤防突端

点 イ Bから鴨部川左岸と直角に東への延長線と鴨部川右岸との交差点

ウ 漁場の区域 AC、イBの2直線とAI、BC間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あおのり養殖業	9月1日から翌年1月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市鴨庄

2 免許予定日 平成28年9月1日

3 免許の存続期間

計画番号区第1号 平成28年9月1日から平成30年9月30日まで

計画番号区第2号 平成28年9月1日から平成30年9月30日まで

4 免許申請期間 平成28年7月12日8時30分から同月13日17時まで